

議案第77号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項各号中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

一般職の給与改定に伴い特別職の期末手当の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の232.5</u> (2) 12月 <u>100分の232.5</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u></p>